



第**154**回

定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松風（本社 あゆみテラス）

決議事項

- **第1号議案** 定款一部変更の件
- **第2号議案** 取締役9名選任の件
- **第3号議案** 補欠監査役1名選任の件

本総会にご出席の株主様へのお土産はございません。

株式会社 松風

証券コード：7979

■ 株主のみなさまへ



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第154回定時株主総会を
2026年6月24日（水曜日）に開催いたしますので、
ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層の
ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

高見哲夫

経営理念

創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する

株 主 各 位

証券コード7979
2026年6月3日
(電子提供措置の開始日 2026年5月28日)
京都市東山区福稲上高松町11番地

株式会社 松風

代表取締役社長 高見 哲夫

第154回定時株主総会招集ご通知

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第154回定時株主総会を2026年6月24日（水曜日）に開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.shofu.co.jp/ir/stock/meeting>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル[®]）

<https://www.soukai-portal.net> ※QRコードは議決権行使書用紙にございます。

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、議決権行使書用紙記載のID・パスワードをご入力ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、4頁の案内に従って、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



記

日 時 2026年 6月24日（水曜日）午前 10時（受付開始 午前9時）

場 所 株式会社 松 風（本社 あゆみテラス）
京都市東山区福稲上高松町11番地

**会 議 の
目 的 事 項**

報告事項：①第154期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
報告の件

②第154期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類
報告の件

決議事項：第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- 法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 株主総会決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2026年6月24日(水曜日) 午前10時【受付開始：午前9時】

事前に議決権を行使される場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月23日(火曜日) 午後5時まで

インターネット等による議決権行使



スマートフォン、パソコン等の端末から議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。詳細は次ページの「インターネット等による議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2026年6月23日(火曜日) 午後5時まで

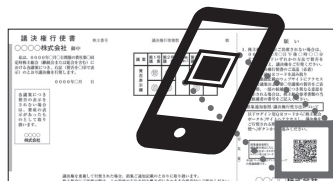
- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使について

行使期限
2026年6月23日（火曜日）午後5時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 1・4・7・10月の第1月曜日午前0時～午前5時は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 午前9時～午後9時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「IC」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、経営の透明性をより一層高めることを目的として、相談役及び顧問制度を廃止することといたしました。これに伴い、現行定款第26条を削除し、以下条数を繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(相談役及び顧問) <u>第26条 取締役会において必要と認めるときは、相談役及び顧問若干名を置くことができる。</u> 第27条～第39条 (省略)</p>	<p>(削除) 第26条～第38条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役 根來紀行、高見哲夫、梅田隆宏、山崎文孝、菌井秀次、鈴木基市、西村大三、矢口順子及び松江香織の9氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、9名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 高見哲夫	代表取締役社長 社長執行役員
2	再任 梅田隆宏	代表取締役専務執行役員 財務・情報システム・ネイル事業担当
3	再任 菌井秀次	取締役常務執行役員 生産担当
4	新任 吉本龍一	常務執行役員 研究開発・技術・マーケティング担当
5	新任 三宅宏善	執行役員 総合企画部長
6	再任 西村大三	社外取締役 独立役員
7	再任 矢口順子	社外取締役 独立役員
8	新任 飯塚健介	社外取締役 独立役員
9	新任 小野真吾	社外取締役

(ご参考) 当社が各取締役特に期待する知見・経験

男性8名、女性1名

		企業経営	生産・技術・R&D	営業・マーケティング	グローバル	財務・会計・人事	ガバナンス・コンプライアンス・リスクマネジメント	保有資格等
社内取締役	高見 哲夫	●		●			●	
	梅田 隆宏	●				●	●	
	藺井 秀次	●	●		●			
	吉本 龍一	●	●	●				
	三宅 宏善	●		●				
社外取締役	西村 大三					●	●	・公認会計士 ・税理士
	矢口 順子	●				●	●	・上場会社の経営経験者
	飯塚 健介	●			●	●	●	・上場会社の経営経験者
	小野 真吾			●	●	●		

※ 各取締役が保有する全てのスキルを示したものではありません。

※ 取締役としての活動を●を付した項目に限定するものではありません。

候補者番号

1



再任

たかみ

てつお

高見 哲夫 (1960年6月22日生) 所有する当社の株式の数 85,055株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 3月	当社入社	2019年 6月	常務執行役員営業部長
2012年 6月	営業部長	2020年 6月	取締役常務執行役員 営業担当兼営業部長
2015年 4月	営業部東京支社長	2021年 4月	取締役常務執行役員営業担当
2015年 6月	執行役員営業部東京支社長	2022年 6月	代表取締役社長 社長執行役員 (現在)
2018年 4月	執行役員 営業部長兼東京支社長		
2019年 4月	執行役員営業部長		

<取締役候補者とした理由>

高見哲夫氏は、当社入社後、長年にわたり国内営業に携わり、国内営業の部門長や営業担当役員を務めた経験から、主に歯科業界の営業における豊富な実績・経験と知見を有しております。代表取締役社長就任後は、当社のあるべき姿の実現のためにリーダーシップを発揮し、当社グループの成長に貢献しております。今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2



再任

うめだ

たかひろ

梅田 隆宏 (1960年2月13日生) 所有する当社の株式の数 57,756株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2015年 3月	当社入社	2022年 6月	専務執行役員財務担当
2015年 4月	財務部長	2023年 6月	取締役専務執行役員財務・ 総務・ネイル事業担当
2016年 6月	執行役員財務部長	2025年 6月	代表取締役専務執行役員 財務・ネイル事業担当
2019年 6月	常務執行役員財務部長	2026年 4月	代表取締役専務執行役員 財務・情報システム・ネイル 事業担当(現在)
2020年 6月	常務執行役員 財務担当兼財務部長		
2021年 4月	常務執行役員財務担当		

<取締役候補者とした理由>

梅田隆宏氏は、金融や経理業務に関する経験や知識を有しており、当社入社後も財務部長や財務・総務・ネイル事業の担当役員を務めた経験から、主に財務・会計及び管理業務全般における豊富な実績・経験と知見を有しております。代表取締役就任後は、経営基盤や財務戦略の強化に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3



再任

そのい しゅうじ

藺井 秀次 (1971年3月31日生) 所有する当社の株式の数 18,649株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月	当社入社	2020年 6月	執行役員生産部担当部長
2018年 4月	Merz Dental GmbH Executive Director		サンメディカル株式会社 社外取締役(2023年6月退任)
2020年 4月	生産部担当部長	2022年 4月	執行役員生産部長
		2024年 6月	取締役常務執行役員 生産担当(現在)

<取締役候補者とした理由>

藺井秀次氏は、当社入社後、長年にわたり製品開発に携わるとともに、海外駐在や生産の部門長を務めた経験から、主に研究開発及び生産全般における豊富な実績・経験と知見を有しております。生産担当役員就任後は、当社グループの生産体制の強化に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4



新任

よしもと りゅういち

吉本 龍一 (1964年8月12日生) 所有する当社の株式の数 20,790株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月	当社入社	2020年 6月	執行役員研究開発部長
2014年 6月	技術部長	2024年 6月	常務執行役員研究開発・技術 ・マーケティング担当(現在)
2018年 4月	研究開発部長		

<取締役候補者とした理由>

吉本龍一氏は、当社入社後、長年にわたり製品開発に携わるとともに、品質管理、薬事等を統括する技術部門及び研究開発部門の部門長を務めた経験から、主に研究開発及び品質管理・薬事全般における豊富な実績・経験と知見を有しております。常務執行役員就任後は、顧客ニーズに応える製品開発の推進に貢献しており、今後は当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5



新任

み やけ ひろ よし

三宅 宏善 (1967年4月10日生) 所有する当社の株式の数 12,073株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社
 2020年4月 総合企画部長
 2022年6月 執行役員総合企画部長(現在)
 2023年6月 サンメディカル株式会社
 社外取締役(現在)

<取締役候補者とした理由>

三宅宏善氏は、当社入社後、長年にわたり国内営業に携わるとともに、市場動向や顧客ニーズを踏まえたマーケティング戦略の推進に加え、当社グループの経営を統括する総合企画部門の部門長を務めた経験から、主に経営全般及び歯科業界の営業・マーケティングにおける豊富な実績・経験と知見を有しております。執行役員就任後は、当社グループの経営方針及び戦略の策定・推進に貢献しており、今後は当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6



再任

社外取締役

独立役員

にし むら だい ぞう

西村 大三 (1959年5月5日生) 所有する当社の株式の数 5,606株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年10月	監査法人朝日新和会計社 (現 有限責任あずさ監査法人)入所(1990年10月退所)	1998年1月	大手前監査法人社員
		2004年3月	大手前監査法人代表社員 (現在)
1991年3月	公認会計士登録 西村公認会計士事務所開設 (現在)	2012年6月	学校法人京都産業大学監事 (2020年5月退任)
		2020年6月	当社取締役(現在)
1994年4月	税理士登録 西村大三税理士事務所開設 (現在)		

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

西村大三氏は、社外取締役候補者であります。
 西村大三氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しています。社外取締役として、経験や見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。
 西村大三氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役6年であります。

候補者番号

7

矢口 順子 (1963年4月19日生)

所有する当社の株式の数 237株



再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	株式会社富士通ソーシャルシステムエンジニアリング(現 富士通株式会社)入社	2013年10月	株式会社みんかぶ(現 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド)入社
1989年7月	ソロモンブラザーズ・アジア証券(現 シティグループ証券株式会社)入社	2020年4月	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 上級執行役員 経営管理管掌
1997年11月	メリルリンチ証券会社東京支店(現 BofA証券株式会社)入社	2022年12月	株式会社ライブドア監査役(2024年6月退任)
2002年3月	BNPパリバ証券株式会社入社	株式会社ミンカブアセットパートナーズ 監査役(2025年3月退任)	
2006年7月	株式会社ゲームズアリーナ(株式会社ダウンゴ連結子会社)入社	2024年4月	株式会社ミンカブソリューションサービス 取締役(2025年10月退任)
2012年4月	株式会社ダウンゴ入社(転籍)	2024年6月	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 取締役(現在)
		2025年6月	当社取締役(現在)

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

矢口順子氏は、社外取締役候補者であります。
 矢口順子氏は、証券会社における長年の勤務経験や投資家向けメディア事業等の運営会社での経営経験から、株式市場や資本市場に関する深い知見を有しております。今後も社外取締役として客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいたかくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。
 矢口順子氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役1年であります。

候補者番号

8



新任

社外取締役

独立役員

い い づ か

飯塚

け ん す け

健介

(1970年3月5日生)

所有する当社の株式の数

100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月	東亜医用電子株式会社 (現 シスメックス株式会社)入社	2023年4月	シスメックス株式会社 上席執行役員 経営戦略担当
2010年10月	Sysmex Asia Pacific Pte Ltd. Vice President	2024年4月	シスメックス株式会社 上席執行役員 経営戦略・ 人事、次世代医療事業担当
2015年4月	シスメックス株式会社 経営企画室長	2025年4月	シスメックス株式会社 上席執行役員 コーポレー トマネジメント、次世代医 療事業、DX戦略担当
2017年4月	シスメックス株式会社 執行役員 経営企画室長	2025年6月	株式会社カインス 社外取締役 (2026年6月退任予定)
2018年4月	シスメックス株式会社 執行役員 経営管理本部長	2026年4月	シスメックス株式会社 常務執行役員 CFO コー ポレートマネジメント、次 世代医療事業担当(現在)
2019年4月	シスメックス株式会社 執行役員 人事本部長		
2020年4月	シスメックス株式会社 上席執行役員 コーポレー トスタッフ副担当		

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

飯塚健介氏は、医療機器メーカーにおいて長年にわたり経営企画及び管理部門に携わるとともに、常務執行役員及びCFOとしての経営経験を有しており、経営全般及び医療機器業界に関する深い知見を有しております。

今後、社外取締役として当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

9



新任

社外取締役

おの しんご
小野 真吾 (1976年2月9日生) 所有する当社の株式の数 0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月	三井化学株式会社 入社	2025年4月	Kulzer GmbH Supervisory Board member(2026年6月退任予定)
2021年4月	三井化学株式会社 グローバル人材部 部長		MC Dental Holdings Germany GmbH Supervisory Board member(2026年6月退任予定)
2025年4月	三井化学株式会社 理事 ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部 オーラルケア事業部長(現在)		エムシーデンタルホールディングス インターナショナル合同会社 業務執行役員(現在)

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

小野真吾氏は、重要な業務提携先である三井化学株式会社の業務執行者として、グローバル人材マネジメント及びオーラルケア事業に関する深い知見を有しております。今後、社外取締役として当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1.各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 3.当社は西村大三氏及び矢口順子氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しており、各氏が選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。
- 4.飯塚健介氏及び小野真吾氏が社外取締役に選任された場合は、当社は各氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定です。
- 5.西村大三氏及び矢口順子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は各氏を当社の独立役員として同取引所に届け出ており、各氏が選任された場合には、引き続き独立役員になる予定です。
- 6.飯塚健介氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏を当社の独立役員として同取引所に届け出る予定です。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の小林京子氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。



こばやし きょうこ
小林 京子 (1972年7月22日生) 所有する当社の株式の数 0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1999年4月	弁護士登録 色川法律事務所入所	2020年6月	三菱ロジスネクスト株式会社 (現 株式会社ロジスネクスト) 社外取締役(2026年4月退任)
2009年9月	シャープ株式会社社務室出向	2021年6月	日本ピラー工業株式会社 (現 株式会社PILLAR) 社外取締役(監査等委員)
2014年9月	色川法律事務所復帰		(現在)
2018年1月	色川法律事務所パートナー		色川法律事務所カウンセラー
2018年2月	川上塗料株式会社 社外監査役(2026年2月退任)	2025年1月	(現在)

再任

社外監査役

独立役員

<補欠社外監査役候補者とした理由>

小林京子氏は、弁護士として、また上場企業における勤務を通して、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 小林京子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 小林京子氏の戸籍上の氏名は、中野京子であります。
3. 小林京子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 小林京子氏が社外監査役に就任した場合は、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定です。
5. 小林京子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任した場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。小林京子氏が社外監査役として就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、総じて緩やかな回復基調を維持したものの、米国の関税政策を巡る不確実性が貿易や設備投資に影響を与えるとともに、年度後半には中東情勢の悪化により地政学リスクが高まり、金融市場やエネルギー価格の変動などを通じて、先行きの不透明感が強まりました。

国内経済は、雇用・所得環境の改善を背景に内需が下支えとなり、回復基調で推移しましたが、物価上昇や世界経済動向の影響が引き続き懸念される状況となりました。

当歯科業界におきましては、CAD/CAMを中心とする歯科医療のデジタル化が世界的に進展し、診療プロセスや製品開発の高度化が進む中、技術革新の加速を背景に企業間競争が激しさを増し、楽観視できない経営環境が続きました。

このような状況の中、当社グループは第五次中期経営計画の2年目として、成長戦略の着実な推進に取り組んでまいりました。具体的には、歯科医療のデジタル化の進展を見据えた製品ラインアップの拡充を進めるとともに、海外市場においても販売体制の充実や地域特性を踏まえた事業展開を推進しました。さらに、グローバル需要の拡大に対応した供給能力の強化に向け、本社工場の第一期棟を竣工させるとともに、国内製造子会社では新工場建設に着手するなど、中長期的な成長を支える基盤整備にも注力してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は39,994百万円と、前年同期比1,296百万円(3.3%)の増収となりました。

営業利益は、販売費及び一般管理費が増加したことにより5,226百万円と、前年同期比165百万円(3.1%)の減益となりました。

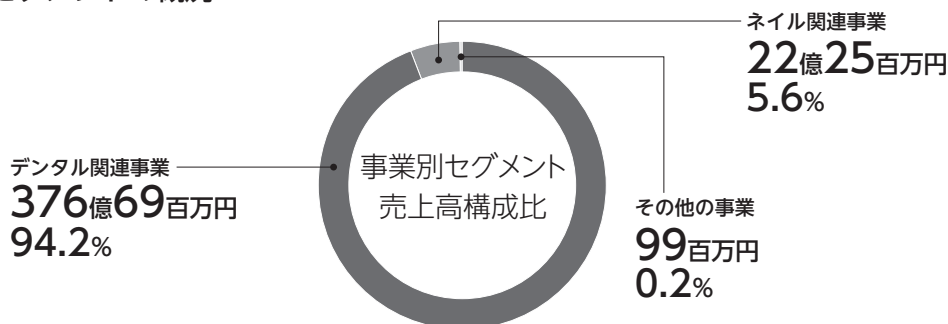
経常利益は、為替差益や貯蔵品売却益の計上などにより営業外収益が増加したことから5,859百万円と、前年同期比336百万円(6.1%)の増益となりました。

特別利益として投資有価証券売却益836百万円や、特別損失として固定資産の減損損失105百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は4,887百万円と、前年同期比570百万円(13.2%)の増益となり、売上高、経常利益、当期純利益が過去最高の業績となりました。

事業報告

売上高	399億94 百万円 前期比3.3%増	経常利益	58億59 百万円 前期比6.1%増
営業利益	52億26 百万円 前期比3.1%減	親会社株主に帰属する 当期純利益	48億87 百万円 前期比13.2%増

■ 事業別セグメントの概況

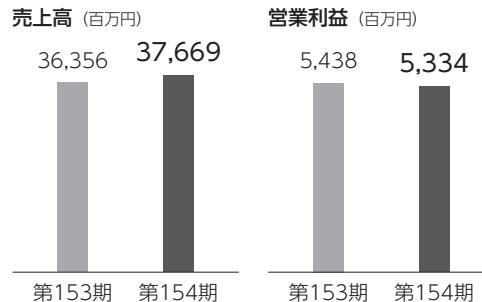


■ デンタル関連事業

国内では、歯科切削加工用レジン材料「松風ブロック PEEK」及び「松風ブロック HC スーパーハード」、歯科切削加工用セラミックス「松風ディスク ZR ルーセント スープラ」などのCAD/CAM関連製品が売上に寄与し、前年同期比増収となりました。

海外では、欧州における中東情勢の悪化による影響を受けましたが、北米・中南米及び中国においては歯科用充填修復材料、欧州でもCAD/CAM関連製品の売上が堅調に推移し、さらに為替変動のプラス影響も加わったことから、前年同期比増収となりました。

これらの結果、デンタル関連事業の売上高は37,669百万円と、前年同期比1,313百万円(3.6%)の増収となりましたが、販売費及び一般管理費が増加したことにより営業利益は5,334百万円と前年同期比104百万円(1.9%)の減益となりました。



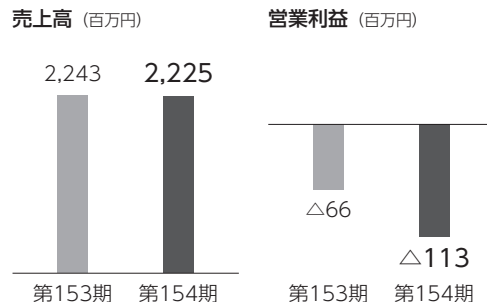
事業報告

■ ネイル関連事業

国内では、コモディティ化の進展や他社攻勢の影響を背景に、主力ネイル製品の売上が減少しました。加えて、注力製品であるネイル・ハンドケア製品「ARTIS di Voce」の売上拡大は見られたものの、既存ブランドの売上の減少を補うには至らず、前年同期比で減収となりました。

海外では、販路拡大に取り組んだものの、米国市場における低価格製品の台頭や、主要原材料に関する欧州規制強化の影響を受け、前年同期比で減収となりました。

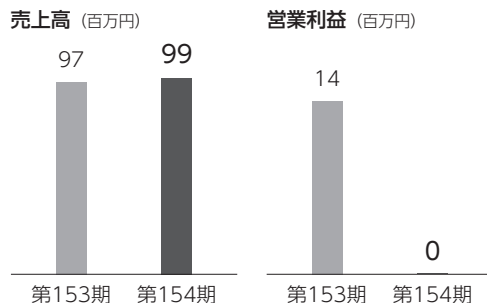
これらの結果、ネイル関連事業の売上高は2,225百万円と、前年同期比18百万円(0.8%)の減収となり、利益面では営業損失113百万円と前年同期比46百万円の減益となりました。



■ その他の事業

その他の事業におきましては、工業用研磨材市場は、一部業界で設備投資に回復の兆しが見られたものの、その動きは限定的で、市場全体としては低調な状況が続きました。主力マーケットである自動車関連業界では、電動化・知能化への対応が継続する中、生産体制の見直しや開発期間の長期化の影響を受け、金型関連需要も伸び悩みました。

このような状況の中、納期遅延防止と受注対応力の強化に取り組んだ結果、売上高は99百万円と前年同期比1百万(1.7%)の増収となりましたが、原材料価格の高騰により営業利益は0百万円と前年同期比14百万円(99.6%)の減益となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、44億13百万円であります。その主なものは、京都本社内の新工場の建設費用20億73百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、すべて自己資金により充当しました。

(4) 事業の譲渡の状況等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第151期	第152期	第153期	第154期 (当期)
		2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売 上 高(百万円)		31,678	35,080	38,698	39,994
経 常 利 益(百万円)		4,238	5,118	5,523	5,859
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		3,135	3,655	4,317	4,887
1株当たり当期純利益		88円5銭	103円9銭	121円52銭	137円38銭
総 資 産(百万円)		43,727	50,093	49,994	57,706
純 資 産(百万円)		35,515	41,609	42,736	48,689

(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。第151期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

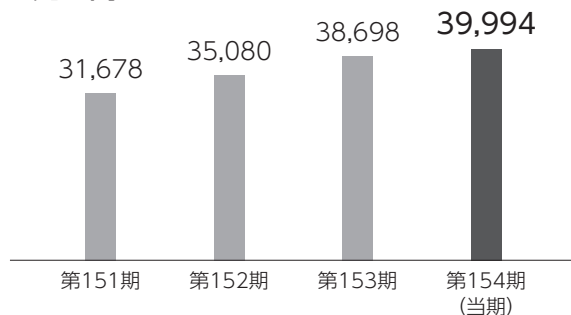
②当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第151期	第152期	第153期	第154期 (当期)
		2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売 上 高(百万円)		19,329	21,273	22,973	25,025
経 常 利 益(百万円)		3,233	4,226	4,328	5,796
当 期 純 利 益(百万円)		2,881	3,506	3,993	5,360
1株当たり当期純利益		80円93銭	98円87銭	112円40銭	150円68銭
総 資 産(百万円)		36,012	40,667	39,750	46,227
純 資 産(百万円)		29,197	33,552	34,165	39,163

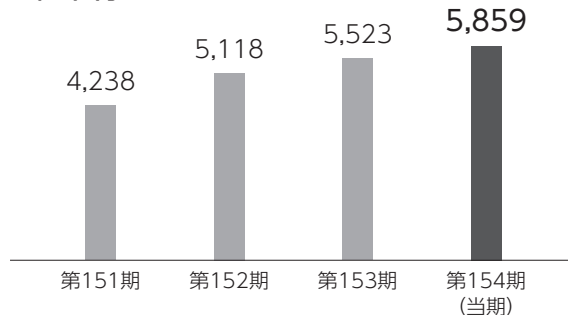
(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。第151期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

ご参考 連結業績推移グラフ

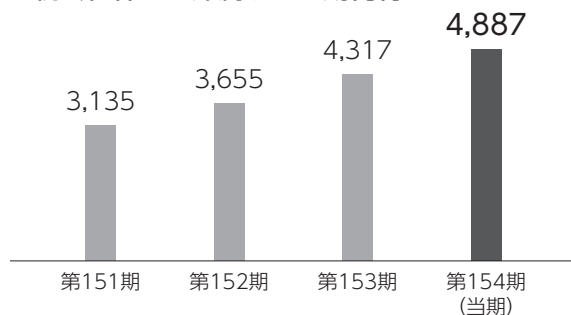
■ 売上高 (百万円)



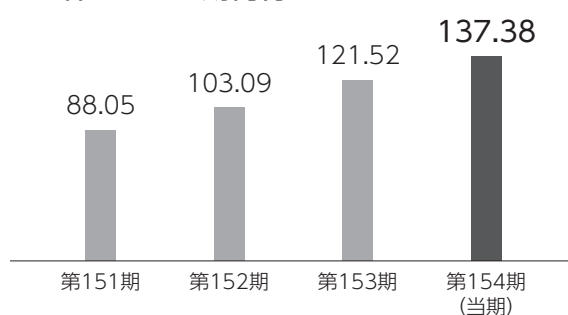
■ 経常利益 (百万円)



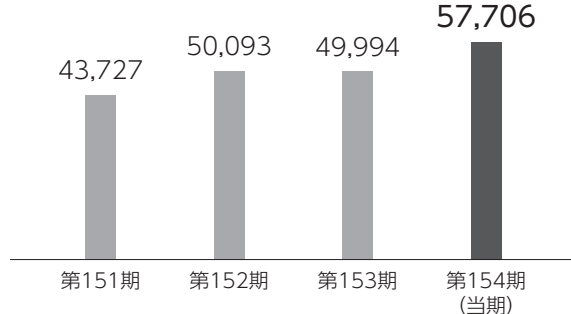
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



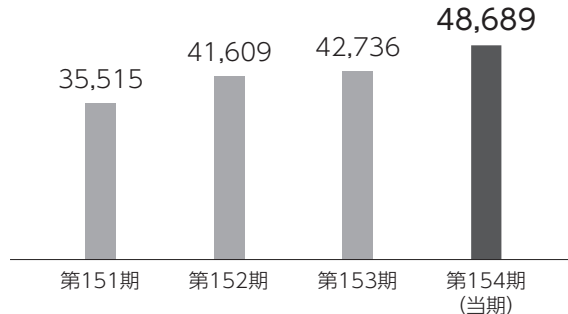
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。第151期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、世界経済は緩やかな成長が見込まれるものの、米国の通商政策の動向、中国経済の減速懸念に加え、中東情勢の緊迫化など地政学リスクも相まって、不確実性の高い状況が続くものと予想されます。

歯科業界におきましては、口腔の健康状態と全身疾患との関連性が広く認識され、予防医療や健康寿命の延伸における歯科医療の社会的役割が一層高まっております。また、技術革新や人口動態の変化を背景に、世界の歯科市場は大きな転換期を迎えているものと認識しております。

このような状況の中、当社グループは「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念のもと、2040年を見据えた次期長期ビジョン「Vision10」を策定いたしました。本ビジョンでは、歯科業界におけるグローバルトップ10入りを目標に掲げ、「世界の歯科ソリューションの未来を切り拓く、デジタル歯科と口腔ケアのリーディングカンパニー」を目指すとともに、2040年における数値目標として、グループ売上高2,500億円、営業利益500億円（営業利益率20%）を長期的な目標としております。

この「Vision10」の実現に向けては、保存修復材料分野におけるブランド・基盤の拡充を通じて持続的成長の土台を確立するとともに、これまでの事業活動で培ってきた知見を生かし、デジタル歯科、予防、矯正といった成長分野においても、海外展開を軸に成長の加速を図ってまいります。さらに、歯周病関連、睡眠歯科、診査・診断機器など、将来的な成長が見込まれる分野においては、中長期的な視点のもと、事業展開の可能性を見据えた取組みを進めてまいります。

また、第五次中期経営計画の3年目にあたる2026年度は、成長を一段と加速させるため、主要課題の着実な遂行に向けた取組みを進めてまいります。

国内においては、充填修復材、CAD/CAM材料、予防・ケア製品のシェア拡大に取り組み、国内事業の基盤強化を進めるとともに、海外においては主力の化工品類やセメント製品を積極的に市場投入し、各地域における需要の開拓と販売拡大を図ってまいります。また、生産体制の再構築や生産拡大に向けた設備投資を着実に進めるとともに、経営資源の有効活用や事業運営の効率化を通じて資本効率の改善を図り、中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主のみならずにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループの事業は、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業の3つの種類別セグメントにより構成されておりますが、それぞれの事業の種類に属する主要製品は次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	主 要 製 品
デ ン タ ル 関 連 事 業	人工歯類、研削材類、金属類、化工品類、セメント類、機械器具類
ネ イ ル 関 連 事 業	ネイル関連用品類
そ の 他 の 事 業	工業用研磨材類

(8) 企業集団の主要な拠点（2026年3月31日現在）

当社	本社及び営業所	本社（京都市東山区）、東京支社（東京都文京区）、札幌営業所（札幌市中央区）、仙台営業所（仙台市青葉区）、名古屋営業所（名古屋市名東区）、京都営業所（京都市東山区）、大阪営業所（大阪府吹田市）、福岡営業所（福岡市博多区）
	工場	工場（京都市東山区）
子会社	国内	株式会社滋賀松風（滋賀県甲賀市）
		株式会社松風プロダクツ京都（京都府久世郡久御山町）
		松風バイオフィックス株式会社（東京都文京区）
		株式会社ネイルラボ（東京都渋谷区）
	海外	SHOFU Dental Corp.（米国）
		SHOFU Dental GmbH（ドイツ）
		Advanced Healthcare Ltd.（英国）
		上海松風歯科材料有限公司（中国）
		松風歯科器材貿易(上海)有限公司（中国）
		SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.（シンガポール）
		Merz Dental GmbH（ドイツ）
		SHOFU Dental Brasil Comercio de Produtos Odontologicos Ltda.（ブラジル）
		SHOFU Dental India Pvt. Ltd.（インド）
		SHOFU Products Vietnam Co., Ltd.（ベトナム）
常州松風歯科有限公司（中国）		
台湾娜拉波股份有限公司（台湾）		
持分法適用会社	国内	サンメディカル株式会社（滋賀県守山市）

（注）2026年4月1日付で東京営業所を開設しました。

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,462名	49名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
536名	13名増	42.72歳	16.24年

(注) 1. 上記の従業員数には、社外から当社への出向者 (1名) を含んでおります。

2. 上記の従業員数には、臨時従業員 (140名)、当社からの出向者 (15名) は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

なお、当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引残高	2,000百万円

(11) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corp.	84千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
株式会社滋賀松風	152,000千円	100.0%	歯科材料及びネイル関連用品の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
Advanced Healthcare Ltd.	2,240千英ポンド	100.0%	歯科材料の研究開発及び製造販売
株式会社松風プロダクツ京都	300,000千円	100.0%	歯科材料及び工業用材料の製造販売
上海松風歯科材料有限公司	25,953千人民元	100.0%	歯科材料の製造
松風歯科器材貿易(上海)有限公司	7,408千人民元	100.0%	歯科材料及び機器の輸入並びに販売
SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.	2,600千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
松風バイオフィックス株式会社	300,000千円	100.0%	歯科材料及び機器の販売
Merz Dental GmbH	3,100千ユーロ	100.0%	歯科材料及び機器の研究開発並びに製造販売
SHOFU Dental Brasil Comercio de Produtos Odontologicos Ltda.	7,000千ブラジルリアル	100.0%	歯科材料及び機器の輸入並びに販売
SHOFU Dental India Pvt. Ltd.	200,000千インドルピー	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
SHOFU Products Vietnam Co., Ltd.	6,364千米ドル	100.0%	歯科材料の製造
常州松風歯科有限公司	25,000千人民元	100.0%	歯科材料の製造
株式会社ネイルラボ	250,000千円	100.0%	ネイル関連用品及び機器の製造、輸出入並びに販売

事業報告

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
台湾娜拉波股份有限公司	10,000千台湾ドル	70.0%	ネイル関連用品及び機器の輸出入並びに販売

③重要な持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
サンメディカル株式会社	100,000千円	20.0%	歯科材料その他医療用具の製造、販売及び輸出入

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

Ⅱ. 株式会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 128,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 35,788,178株
 (3) 株主数 27,687名（前期末比8,969名増）
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
三井化学株式会社	7,160	20.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,451	6.88
株式会社京都銀行	1,424	4.00
日本生命保険相互会社	1,292	3.63
株式会社滋賀銀行	1,204	3.38
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	896	2.51
松風社員持株会	496	1.39
GOVERNMENT OF NORWAY	475	1.33
BBH FOR BBH TSIL NEUBERGER BERMAN INVESTMENT FUNDS PLC-NEUBERGER BERMAN JAPAN EQUITY ENGAGEMENT FUND	460	1.29
株式会社モリタ	457	1.28

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式を198千株保有しております。
 3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する割合であります。
 4. 2026年4月1日付で、ニューバーガー・バーマン株式会社より当社株式に係る大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2026年3月31日現在で同社が2,017千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末の株主名簿で確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	18,968株	5名

(6) 当社が保有する株式に関する事項

当社は、円滑な事業活動のために不可欠な協力関係を維持すべく、必要と認められる株式を政策保有株式として保有することとしております。また、保有の意義や妥当性が希薄であると認められる政策保有株式については、縮減を進めてきております。

当社は、取締役会において政策保有株式に関する運用状況を報告し、政策保有株式を保有することの合理性を検証しております。検証においては、個別の政策保有株式について、事業等の協力関係に基づく保有目的の適切性や、保有に伴う収益が当社の資本コストに見合っているか等を具体的に精査しております。

当事業年度においては、上場株式4銘柄を売却いたしました（売却額:1,124百万円）。これにより、当事業年度末日現在の政策保有株式の貸借対照表上合計額は7,938百万円、連結純資産に対する政策保有株式の比率は16.3%となりました。なお、当社はみなし保有株式に該当する株式を保有しておりません。

今後は、第五次中期経営計画期間内（2028年3月31日まで）に、連結純資産に対する政策保有株式の比率を10%程度まで引き下げることを計画しております。

Ⅲ. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	根 來 紀 行		
代表取締役社長 社長執行役員	高 見 哲 夫		
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	梅 田 隆 宏	財務・ネイル事業担当	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	山 寄 文 孝	総合企画担当	
取 締 役 常 務 執 行 役 員	藺 井 秀 次	生産担当	
取 締 役	鈴 木 基 市		
取 締 役	西 村 大 三		西村公認会計士事務所 西村大三税理士事務所 大手前監査法人 代表社員
取 締 役	矢 口 順 子		株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 取締役
取 締 役	松 江 香 織		三井化学株式会社 執行役員 RC・品質保証部、ESG推進室、 レスポンシブル・ケア委員会及び ESG推進委員会担当 兼 ESG推進室長
常 勤 監 査 役	小 松 繁 幸		
常 勤 監 査 役	畑 山 博 行		
監 査 役	山 田 陽 子		公認会計士・税理士山田陽子事務所
監 査 役	向 井 裕 美		河原町総合法律事務所

- (注) 1. 取締役 鈴木基市氏、西村大三氏、矢口順子氏及び松江香織氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 山田陽子氏及び向井裕美氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 山田陽子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役 鈴木基市氏、西村大三氏、矢口順子氏及び監査役 山田陽子氏、向井裕美氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。なお、当社は各氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。

5. 当期中の取締役の異動

(1) 2025年6月25日開催の第153回定時株主総会において、新たに矢口順子氏及び松江香織氏が取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 2025年6月25日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって、神本満男氏及び林田博巳氏が任期満了により取締役を退任いたしました。

(3) 2025年6月25日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
梅田隆宏	代表取締役専務執行役員 財務・ネイル事業担当	取締役専務執行役員 財務・総務・ネイル事業担当

(4) 2025年6月30日付をもって、下記のとおり重要な兼職の変更がありました。

氏名	新	旧
松江香織	三井化学株式会社 執行役員 RC・品質保証部、ESG推進室、レス ポンシブル・ケア委員会及びESG推 進委員会担当 兼 ESG推進室長	三井化学株式会社 執行役員 RC・品質保証部、ESG推進室、レス ポンシブル・ケア委員会及びESG推 進委員会担当 兼 ESG推進室長 株式会社オメガシミュレーション 社外取締役

(5) 2025年10月1日付をもって、下記のとおり重要な兼職の変更がありました。

氏名	新	旧
矢口順子	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 取締役	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 取締役 株式会社ミンカブソリューションサ ービシズ 取締役

6. 当期末後の取締役の異動

(1) 2026年4月1日付をもって、下記のとおり担当の変更がありました。

氏名	新	旧
梅田隆宏	代表取締役専務執行役員 財務・情報システム・ネイル事業担当	代表取締役専務執行役員 財務・ネイル事業担当

(2) 2026年4月1日付をもって、下記のとおり重要な兼職の変更がありました。

氏名	新	旧
松江香織	三井化学株式会社 常務執行役員 RC・品質保証部、ESG推進室、レス ポンシブル・ケア委員会及びESG推 進委員会担当 兼 特命事項(ICCA等)	三井化学株式会社 執行役員 RC・品質保証部、ESG推進室、レス ポンシブル・ケア委員会及びESG推 進委員会担当 兼 ESG推進室長

7. 当期中の監査役の異動

2025年6月16日付をもって、下記のとおり重要な兼職の変更がありました。

氏名	新	旧
山田陽子	公認会計士・税理士山田陽子事務所	公認会計士・税理士山田陽子事務所 日本公認会計士協会 京滋会会長

8. 当社は執行役員制度を導入しております。当事業年度末日における執行役員（取締役を兼務しない者）は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
副社長執行役員	村上和彦	営業・国際担当
常務執行役員	寺本真也	人事・総務担当 兼 総務部長
常務執行役員	吉本龍一	研究開発・技術・マーケティング担当
上席執行役員	中塚稔之	国際部担当部長
執行役員	若山隆	国際部担当部長
執行役員	菅原順一	営業部担当部長
執行役員	三宅宏善	総合企画部長
執行役員	松永倫典	マーケティング部長
執行役員	岩崎滋文	人事部長
執行役員	立所久明	技術部長
執行役員	山田義一	国際部長

9. 当期末後の執行役員の異動

2026年4月1日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
寺本真也	常務執行役員 人事・総務担当	常務執行役員 人事・総務担当 兼 総務部長
岩崎滋文	執行役員 監査室長	執行役員 人事部長

(2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締

結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、かつ株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、当社役員に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬である取締役賞与及び取締役譲渡制限付株式報酬で構成しておりますが、社外取締役については、業務執行から独立した立場で経営の監督及び助言を行うという職務に鑑み、固定報酬のみを支給することとしております。

・基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位及び職責に応じて外部専門機関の調査による他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案し、指名・報酬協議会の諮問を経て決定しております。

・業績連動報酬等

業績連動報酬等は、事業年度ごとの当社グループの業績や企業価値の向上に対する取締役の意欲を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高、連結営業利益及び連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額に加え、社長執行役員以外の役付執行役員を兼務する取締役については個人業績評価を加味した額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬協議会の諮問を経て見直しを行うものとしております。

・非金銭報酬等

取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与

えるとともに、株主利益と連動した報酬により株主との一層の価値共有を進めることを目的に、一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を毎年一定の時期に割り当てるものとしております。個々の取締役の譲渡制限付株式報酬の額の決定に際しては、当社役員に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を踏まえて決定することを基本方針とし、その割当株式の数は、株主総会決議の枠内で役位ごとに決定しております。

取締役の種類別の報酬割合については、外部専門機関の調査による他社水準及び構成割合を考慮したうえで、上位の役位ほど固定報酬のウェイトが低くなる構成とし、指名・報酬協議会への諮問を経て決定しております。

また、決定方針の決定方法は、決定方針の原案を指名・報酬協議会に諮問し、答申内容を踏まえて、取締役会において決議しております。

②監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役報酬は、経営に対する独立性及び客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、報酬等の水準は外部専門機関の調査による他社水準を考慮し、役割に応じて支給しております。なお、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬の総額は、2025年6月25日開催の第153回定時株主総会において、賞与を含め年額370百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役4名）です。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに対象取締役と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的とした取締役に対する譲渡制限付株式報酬として、前記の取締役報酬総額とは別枠で、譲渡制限付株式を年額70百万円の範囲内で当社取締役（社外取締役を除く。）に割り当てること、2025年6月25日開催の第153回定時株主総会で決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です。

監査役報酬の総額は、2025年6月25日開催の第153回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長 根来紀行が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長（代表取締役会長が空位の場合は代表取締役社長。以下同じ）が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬協議会

に報酬案を諮問し、その答申を踏まえて権限の行使を行うこと等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、譲渡制限付株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割り当て株式数を決議するものとしております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	298 (29)	193 (29)	48 (-)	56 (-)	11 (6)
監査役 (うち社外監査役)	51 (12)	51 (12)	-	-	4 (2)

(注) 1. 業績連動報酬等として取締役に對して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定方法、算定の基礎として選定した業績指標等の内容及び選定理由は、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。

なお、当事業年度を含む連結売上高、連結営業利益及び連結当期純利益の推移は、I. (1)事業の経過及び成果に記載のとおりであります。

2. 非金銭報酬等として取締役に對して株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容は、以下のとおりであります。

対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、株主総会でご承認いただいた年額70百万円以内としております。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年100,000株以内とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値としております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載の方針に基づき取締役会において決定いたします。

・譲渡制限期間

対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分ができません（以下「譲渡制限」といいます。）。

・譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、任期満了、定年等の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に譲渡制限を解除します。譲渡制限を解除する本割当株式の数及び解除する時期については、当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約において別途定めるところによります。

・本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に正当な理由以外の理由により退任した場合等、譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を無償で取得します。

なお、当該株式報酬の交付状況は、Ⅱ.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。

3. 上記の人数には、2025年6月25日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	当該兼職先との関係
取締役	西村大三	西村公認会計士事務所 西村大三税理士事務所 大手前監査法人 代表社員	当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。
取締役	矢口順子	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 取締役 株式会社ミンカブソリューション サービシーズ 取締役	当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。
取締役	松江香織	三井化学株式会社 執行役員 RC・品質保証部、ESG推進室、 レスポンシブル・ケア委員会及び ESG推進委員会担当 兼 ESG推進室長	三井化学株式会社は当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用会社であります。同社との間で資本業務提携契約を締結しております。
		株式会社オメガシミュレーション 社外取締役	株式会社オメガシミュレーションは、当社の主要株主等である三井化学株式会社の関係会社であります。それ以外の特別な関係はありません。
監査役	山田陽子	公認会計士・税理士山田陽子事務所 日本公認会計士協会 京滋会会長	当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。
監査役	向井裕美	河原町総合法律事務所	当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

- (注) 1. 取締役 矢口順子氏の兼職先である株式会社ミンカブソリューションサービシーズは、2025年10月1日付で株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドに吸収合併され、同日付で同社取締役を退任いたしました。
2. 取締役 松江香織氏は、2025年6月30日付で株式会社オメガシミュレーション 社外取締役を退任いたしました。
3. 監査役 山田陽子氏は、2025年6月16日付で日本公認会計士協会 京滋会会長を退任いたしました。

②各社外役員の当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
鈴木基市	取締役会18回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
西村大三	取締役会18回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
矢口順子	取締役会14回	株式市場や資本市場に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
松江香織	取締役会13回	化学メーカーにおける品質保証及びレスポンスブル・ケアに関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
山田陽子	取締役会18回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	監査役会15回	
向井裕美	取締役会18回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	監査役会15回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は18回、監査役会の開催回数は15回であり、取締役 矢口順子氏及び松江香織氏の就任後の取締役会の開催回数は14回であります。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

鈴木基市氏は、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。

西村大三氏は、財務及び会計に関する豊富な経験と知識を有しており、経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。

矢口順子氏は、株式市場や資本市場に関する豊富な経験と知識を有しており、経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。

松江香織氏は、化学メーカーにおける品質保証及びレスポンシブル・ケアに関する豊富な経験と知識を有しており、経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。

IV. 株式会社の剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的な企業価値の増大と、株主のみなさまへの利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針としておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実にも配慮していく考えであります。

利益還元の指標につきましては、連結配当性向40%以上を目標とするほか、純資産配当率(DOE) 3.0%以上とすることとして、中間及び期末の年2回の配当を通じて、安定した還元を実施しております。

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

今期の配当金につきましては、当期純利益が過去最高となった当期の業績を踏まえ、普通配当として1株当たり34円を実施するとともに、投資有価証券の売却により得られた資金については、成長投資に活用する一方、株主還元の充実を図るため、1株当たり5円の特別配当を実施いたします。これにより、当事業年度末日(2026年3月31日)を基準日とする配当金は、1株当たり39円といたします。なお、2025年11月に実施済の配当金とあわせた年間配当金は、1株当たり60円となっております。

今後も、将来の投資計画、事業環境等を勘案しながら、資本効率の向上を通じた株主のみなさまへの利益還元や資本政策を機動的に実施してまいります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	10,121	買掛金	1,297
受取手形	6	未払法人税等	1,128
売掛金	4,592	契約負債	130
有価証券	143	役員賞与引当金	48
商品及び製品	10,127	その他	3,699
仕掛品	2,028	流動負債合計	6,305
原材料及び貯蔵品	1,610		
その他の	1,271	固定負債	
貸倒引当金	△45	繰延税金負債	1,759
流動資産合計	29,855	退職給付に係る負債	211
		その他	739
固定資産		固定負債合計	2,710
有形固定資産			
建物及び構築物	7,241	負債合計	9,016
機械装置及び運搬具	1,908		
土地	2,447	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,071	株主資本	
その他	1,123	資本金	5,968
有形固定資産合計	13,792	資本剰余金	6,176
		利益剰余金	26,935
無形固定資産	619	自己株式	△196
		株主資本合計	38,884
投資その他の資産		その他の包括利益累計額	
投資有価証券	10,112	その他有価証券評価差額金	4,466
繰延税金資産	320	為替換算調整勘定	3,995
退職給付に係る資産	2,464	退職給付に係る調整累計額	1,195
その他	610	その他の包括利益累計額合計	9,657
貸倒引当金	△68		
投資その他の資産合計	13,439	新株予約権	54
固定資産合計	27,851	非支配株主持分	93
		純資産合計	48,689
資産合計	57,706	負債純資産合計	57,706

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		39,994
売上原価		16,253
売上総利益		23,740
販売費及び一般管理費		18,513
営業利益		5,226
営業外収益		
受取利息	84	
受取配当金	166	
為替差益	140	
会費収入	145	
貯蔵品の売却益	198	
その他	300	1,036
営業外費用		
支払利息	16	
当社主催会費	258	
持分法による投資損失	3	
その他	124	403
経常利益		5,859
特別利益		
投資有価証券売却益	836	836
特別損失		
減損損失	105	105
税金等調整前当期純利益		6,590
法人税、住民税及び事業税	2,075	
法人税等調整額	△381	1,694
当期純利益		4,896
非支配株主に帰属する当期純利益		9
親会社株主に帰属する当期純利益		4,887

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	3,243	買掛金	1,142
売掛金	5,853	リース負債	0
商品及び製品	5,067	未払費用	580
仕掛品	855	未払法人税等	869
材料及び貯蔵品	1,035	未払法人的負債	755
前払費用	191	契約引当金	6
その他の流動資産	648	役員賞与引当金	96
貸倒引当金	△31	その他の流動負債	48
流動資産合計	16,864	流動負債合計	4,068
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	847
建物	4,213	リース負債	1
構築物	175	長期預り保証金	325
機械・装置	756	長期未払金	93
車両運搬具	0	繰延税金負債	1,674
工具器具備品	517	その他の固定負債	53
土地	1,647	固定負債合計	2,995
リース資産	2	負債合計	7,064
建設仮勘定	169	(純資産の部)	
有形固定資産合計	7,483	株主資本	
無形固定資産		資本剰余金	5,968
ソフトウェア	252	資本準備金	6,071
その他の無形固定資産	6	その他資本剰余金	105
無形固定資産合計	258	資本剰余金合計	6,176
投資その他の資産		利益剰余金	
投資有価証券	7,958	利益準備金	1,118
関係会社株式	11,358	その他利益剰余金	
関係会社長期貸付金	1,347	配当準備金	260
従業員長期貸付金	7	固定資産圧縮積立金	6
差入保証金	16	別途積立金	740
役員退職積立金	13	繰越利益剰余金	20,567
前払年金費用	871	利益剰余金合計	22,693
その他の投資	122	自己株式	△196
貸倒引当金	△74	株主資本合計	34,642
投資その他の資産計	21,621	評価・換算差額等	
固定資産合計	29,363	その他有価証券評価差額金	4,466
		評価・換算差額等合計	4,466
		新株予約権	54
資産合計	46,227	純資産合計	39,163
		負債純資産合計	46,227

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		25,025
売上原価		12,977
売上総利益		12,048
販売費及び一般管理費		9,389
営業利益		2,658
営業外収益		
受取利息	57	
受取配当金	2,620	
会費収入	129	
受取技術料	150	
為替差益	159	
貯蔵品売却益	198	
その他	155	3,471
営業外費用		
支払利息	39	
当社主催の費用	242	
その他	52	334
経常利益		5,796
特別利益		
投資有価証券売却益	836	836
特別損失		
関係会社株式評価損	57	57
税引前当期純利益		6,575
法人税、住民税及び事業税	1,175	
法人税等調整額	38	1,214
当期純利益		5,360

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社松風

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 英之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松風の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社松風

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 英之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松風の2025年4月1日から2026年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、執行役員、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和6年3月12日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役 小 松 繁 幸 ㊟

常勤監査役 畑 山 博 行 ㊟

監査役 山 田 陽 子 ㊟

監査役 向 井 裕 美 ㊟

(注)監査役山田陽子及び監査役向井裕美は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場

京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松風
本社 あゆみテラス

交通機関

- ▶京阪電車をご利用の場合
鳥羽街道駅下車 疏水沿いを北へ
徒歩約7分
- ▶JR奈良線をご利用の場合
東福寺駅下車 疏水沿いを南へ
徒歩約10分
- ▶京都駅より
タクシーで約10分
京都市バス 南5系統 月輪下車
- ▶竹田駅(近鉄・地下鉄)より
京都市バス 南5系統 月輪下車

本総会にご出席の株主様へのお土産はございません。

※本社構内にて工事のため、
駐車スペースがございません。
公共交通機関をご利用
ください。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。